

# 平成29年第2回羅臼町議会定例会（第1号）

平成29年6月22日（木曜日）午前10時開会

## ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 町長行政報告  
日程第 5 一般質問  
日程第 6 報告第 3号 継続費繰越計算書について  
日程第 7 報告第 4号 繰越明許費繰越計算書について  
日程第 8 報告第 5号 公営企業会計予算の繰越計算書について  
日程第 9 議案第33号 平成29年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算  
日程第10 報告第34号 平成29年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算  
日程第11 議案第35号 羅臼町議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について  
日程第12 議案第36号 羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について  
日程第13 発議第 2号 海洋ごみの処理等の推進を求める意見書  
日程第14 各委員会閉会中の所管事務調査の件  
日程第15 議員派遣の件

## ○出席議員（10名）

議長	10番	村山修一君	副議長	9番	佐藤晶君
	1番	加藤勉君		2番	田中良君
	3番	高島譲二君		4番	宮腰實君
	5番	小野哲也君		6番	坂本志郎君
	7番	松原臣君		8番	鹿又政義君

## ○欠席議員（0名）

## ○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長 湊屋稔君 副町長 鈴木日出男君

教 育 長	山 崎 守 君	監 査 委 員	松 田 眞 佐 都 君
企 画 振 興 課 長	川 端 達 也 君	ま ち づ くり 課 長	平 田 充 君
産 業 課 長	八 幡 雅 人 君	総 務 課 長	対 馬 憲 仁 君
税 務 財 政 課 長	鹿 又 明 仁 君	納 税 担 当 課 長	中 田 靖 君
環 境 生 活 課 長	堺 昇 司 君	保 健 福 祉 課 長	太 田 洋 二 君
保 健 福 祉 課 長 補 佐	洲 崎 久 代 君	建 設 水 道 課 長	武 田 弘 幸 君
学 務 課 長	大 沼 良 司 君	学 務 課 長 補 佐	福 田 一 輝 君
会 計 管 理 者	仙 福 聖 一 君		

---

○職務のため議場に出席した者

議 会 事 務 局 長	松 田 伸 哉 君	議 会 事 務 局 次 長	長 岡 紀 文 君
-------------	-----------	---------------	-----------

---

午前10時00分 開会

---

◎開会・開議宣告

---

○議長（村山修一君） おはようございます。

定刻になりましたので、これより始めさせていただきます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、平成29年第2回羅臼町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（村山修一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、1番加藤勉君及び2番田中良君を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

---

○議長（村山修一君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日と決定しました。

---

◎日程第3 諸般の報告

---

○議長（村山修一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

去る6月13日、札幌市において開催されました第68回北海道町村議会議長会定期総会に出席いたしました。

次に、羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。資料は議長の手元に保管しています。

これで、諸般の報告を終わります。

---

## ◎日程第4 町長行政報告

---

○議長（村山修一君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

第2回定例議会に議員皆様の御出席を賜りましたこと、お礼申し上げます。

ただいまお許しをいただきましたので、3件の行政報告をさせていただきます。

1件目は、民生委員・児童委員に対する厚生労働大臣特別表彰の受賞についてであります。

昨年11月30日をもちまして羅臼町民生委員・児童委員を退任されました前会長であります小木忠良氏が厚生労働大臣特別表彰を受賞されました。

小木氏におかれましては、昭和58年6月から平成28年11月までの33年5カ月の長きにわたり、羅臼町民生委員・児童委員として、社会奉仕の精神をもって保護指導に当たられ、平成16年12月からは会長として、地域社会の福祉の増進に努めてこられたところであります。

小木氏の栄誉はもとより、当町にとりましてもまことに名誉なことであり、町民とともに祝福を申し上げる次第であります。

2件目は、平成29年度羅臼町防災訓練の実施結果についてであります。

今年度の防災訓練は、去る6月14日午前10時40分より、羅臼町全域を対象に、地震・津波を想定した避難訓練を実施いたしました。

また、羅臼消防署、羅臼駐在所、羅臼海上保安署、陸上自衛隊、羅臼漁業協同組合の関係機関にも御協力をいただきながら、災害時における情報の共有と伝達、関係機関における初動体制の確認やパトロールなどの訓練を中心に行いました。

訓練は、毎年、各学校、福祉施設、民間企業、団体等、全町民を対象に、防災意識の高揚を図るため実施しているところでありますが、ことしは総勢1,333名の参加をいただきました。5月末の総人口5,248人に対する参加率は25.4%となり、町民の4人に1人が御参加いただけたことになり、近年の参加状況を見ますと、昨年に比べ、今年度はわずかながら減少しております。

例年、訓練については、平日の勤務時間帯ということもありますが、各家庭や事業所におきましては、この防災訓練を機会に、避難所や非常持ち出し品の再確認などのほか、いつ起こるかわからない自然災害から命を守るという行動への意識を高めていただくため、今後も継続して実施してまいります。

多くの皆様に御参加をいただきましたことにお礼を申し上げ、報告といたします。

3点目は、鮮魚取扱高についてであります。お手元に配付させていただきました日報

は、今年度、6月20日付のものであります。

取り扱い金額合計で見ますと、前年同期取り扱い金額に比べ、2億2,800万円の減となっております。

主要魚種で見ますと、ホッケが昨年同期と比べ、数量、金額とも減少しております。

ウニ漁につきましては、金額では横ばいですが、数量では減少傾向にあり、天気や流水の状態が左右したことが原因かと思われま。

トキサケは、尾数、キロ数とも半減しており、金額で昨年同期と比べ1,800万円程度の減となっております。これは、昨年よりキロ単価約700円高で取り引きされていることによるものであります。

今後の水揚げに期待しております。

トキサケにかかわらず、漁獲量が減少している分を価格で補っているという最近の状況は、余り歓迎できるものではありませんので、今後の資源の回復に期待しているところでありますし、羅臼町としましても、資源管理や資源増大への協力、また、羅臼の魚介類の付加価値向上に努力してまいりたいと考えております。

漁業者の皆様も、昨年は夏から秋にかけて大雨による災害等で大変な被害や心労があったと思われま。

ことしは、海も穏やかで、天候に恵まれ、事故なく大漁であることを期待しているところであります。

以上でございます。

○議長（村山修一君） これで、行政報告を終わります。

---

## ◎日程第5 一般質問

---

○議長（村山修一君） 日程第5 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

2番、田中良君。

田中君。

○2番（田中 良君） 通告に従いまして、一般質問させていただきます。

現在、国から地方創生ということで、各行政団体のほうへ指示が出ております。その取り組みとして、進んでおるところでございますが、当町におけます羅臼町の地域活性化について、3点、御質問申し上げます。

羅臼町の地域活性化を図るためには、まず、地域の産業が活発になること、また、町民の生活の安定化や将来への希望を持てるような施策が必要だと考えるが、町の考え方をお伺いいたします。

1点目は、産業の活性化について。

2点目、子育てや教育環境の改善について。

3点目、医療、福祉について。

以上、3点を質問いたします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 田中議員より、地域活性化について、1件、3点の御質問をいただきました。

1点目は、産業の活性化についてであります。

羅臼町第7期総合計画第2部基本構想の中で、地域産業の活性化につきまして、水産物の地産地消の取り組みや、未利用資源を活用した加工品の調査、研究及び開発など、地域資源を有効活用することで、より一層の付加価値向上と、地域内で循環されるシステムの構築を目指します。

さらには、さまざまな取り組みを水産加工業の振興につなげ、加工業界全体の底上げにつながる取り組みを図ります。

その中の推進事業として、地域内循環と地産地消の推進、地場水産物の付加価値向上、地域資源を有効活用した商品開発の3点を載せております。

基本計画の主要な施策といたしまして、1点目は、地元飲食店や宿泊施設での地元水産物利用の促進、高校生チャレンジグルメコンテストや、漁協青年部料理コンテストメニューの活用など、魅力あるメニューの検討。2点目は、高次加工と高付加価値化の推進、加工する対象の拡大。3点目は、未利用資源の活用、商品開発の促進を計画しております。

地元利用の促進につきましては、漁協から旅館組合等に対し、数量や金額については相談にのると、前向きな返事をされたことを聞いております。

また、高校生チャレンジグルメは、過去4年出場し、3回のグランプリと1回の特別賞を受賞し、町内の一部飲食店ではメニューとして提供されています。

漁協女性部の料理コンテストは、昨年にタラを使った料理をテーマして、ことしで第9回目を迎えました。当町ではクックパットと連携し、チャレンジグルメにつきましては全部、漁協女性部の料理コンテスト入賞作品は随時、レシピとして公開しております。

高次加工につきましては、平成27年度より始めたふるさと納税の返礼品として、魅力ある商品づくりを各事業所に取り組んでいただき、返礼品として提供していただいております。

内容としましては、今まで商店に陳列していなかった15の商品を開発し、その一部を店頭でも販売をしております。

また、町内の事業所が集まり、産業活性化補助金を活用しながら、他地域とのコラボ商品を開発中であります。ことしの秋には、返礼品に追加できる計画をしており、これからの展開やさらなる広がりにも期待しているところであります。

未利用資源の活用、商品開発の促進につきまして、キタノムネダラ、いわゆるドンコロに続いて、活用できそうな未利用資源については見当たらないという回答が漁協よりされ

ておりまして、未利用資源の活用、開発はありません。

しかしながら、既存の特産品を活用した商品や、昨年3月に認定を開始しました知床羅臼ブランド商品のPRと販路拡大、知床羅臼町の知名度向上を目標として、昨年9月に知床羅臼特産品販売振興会が立ち上がり、さまざまな取り組みが進められているところであります。民間の補助金等を活用しながら、昨年12月から、羅臼町、札幌市での商談会、鹿児島県山形屋での物産、ことし6月から7月にかけて、熊本県地方のホテル関係者が来庁し、懇談、12月以降には、道央、首都圏等での商談等を計画しているところであります。

当町の計画上では、このような取り組みをしているところですが、やはり産業の活性化には、地域の一体感なくしては効果が薄いと感じているところから、6月には産業課及びまちづくり課と商工青年部との今後に向けた取り組みの懇談や、漁協の管理職と役場の管理職による情報共有、産業の活性化に向けた事務レベルでの取り組み方針までにつながっていったらと期待しているところであります。

やはり漁協、水産業は、安全・安心な魚介類を安定して水揚げし、さらなる増大を目指して取り組むべきであり、商工業は当町で水揚げされるさまざまな魚介類を高次加工して付加価値をつけて販売し、利益を出していただきたく、観光は、さまざまな地域の資源を最大限活用し、集客に努めるべきと考えております。そのほか、さまざまな産業がございしますが、役場を含め、一体感を持ちながら、効果的に、より効率よく取り組みを推進するために、さまざまな気づきの場を広げていきたいと考えております。

続きまして、2点目は、子育てや教育環境の改善についてであります。

安心して子育てを行い、まちの子どもたちに教育を受けさせる環境を整えることは、地域の活性化を考える上で大変重要なことであると考えております。

そのため、今年度の執行方針で、私は、さまざまな子育て家庭への支援を総合的に考えていく必要があります、メニューを重点化し、計画的に充実していきたいこととお話しさせていただきました。

現在、全庁的に子育て支援に関する部署からメンバーを選出し、子育て支援プロジェクトを立ち上げ、保育体制や経済支援等、今後の当町の子育て支援を検討しているところであります。予算もかかわることから、年内にプロジェクトのまとめを行い、議員各位や町民の皆様にも御意見をいただきながら、できるところから計画的に進めてまいりたいと考えております。

次に、教育環境の改善ということでもありますので、少子高齢化社会の到来への対応ととらえ、学校配置の見直しの視点でお話をさせていただきます。

このことにつきましては、子育て支援策とあわせて考えていかなければならない重要な課題であります。

今後の生徒数を想定するため、参考となる出生状況ではありますが、昨年度1年間の出生児童は、羅臼学校区20名、春松学校区15名の合わせて35名でありました。10年前

の平成18年度は45名でしたので、10名減となっています。この間、増減を繰り返しながらも、総じて減少傾向にある状況であります。

また、平成23年度中の出生者は、一時的に急増し、59名となったものの、この世代は今の年長組に当たり、現在、幼稚園2園を合わせ51名でありますから、時間経過とともに転出等で8名が減少したことがわかります。

こうして出生者が比較的多くあった年でも、その後に減少した年が多く、保護者の移動に伴ったものと判断できます。

平成24年度以降の出生者数は、全町合計で毎年30人台で推移し、現在に至ります。これをクラス編成に置きかえますと、幼稚園設置基準では35人以下と規定されており、当町では年少20名、年中、年長では30名のクラス編成形態をとっています。また、小学校以上のクラス編成では、小学1年生が35名のほか、以降、中学3年生までは各学年1クラス40名で編成されておりますので、全ての学年で2クラス以内におさまる計算となり、既存の小学校、幼稚園のうち、1校と1園で町全体の児童生徒の受け入れが可能となります。既に小学校2校では、全学年が1学級で成り立っており、羅臼小学校では空き教室も目立っております。また、春松小学校は1学級が13名で編成されている学年もあります。このため、このことにつきましても、本年度の町長執行方針において申し上げましたが、小学校と幼稚園の1校1園化の可能性について検討をスタートさせております。児童生徒が多様な考え方に触れ、認め、協力し合いながら切磋琢磨することで、一人一人の資質、能力を伸ばしていくという学校の特質から、一定の集団規模が望ましいと考えているところであります。

また、1校1園化とした場合には、空き施設の有効活用や、通学の利便などの課題もありますので、子育て支援策とあわせて包括的な提案をさせていただき、町民、保護者の皆様の意見を聴取しながら、町長として最終判断をしてみたいと考えております。

もう一つ、関連がありますので、加えさせていただきます。

羅臼高等学校もまた、進学者の減少から、その存続問題が重要課題となっております。御存じのとおり、去る5月31日に羅臼高等学校存続問題検討協議会を設立しております。協議会の構成委員といたしまして、学識経験者並びに町内の関係諸団体、教育関係者など、それぞれの代表の方々をはじめ、議会にもかかわりをいただきまして、道立校としての存続を目的に、また、特色ある教育活動の理解と一層の魅力化を進めるため、まちを挙げて検討、協議を図ってまいります。

続きまして、3点目は、医療、福祉についてであります。

昨年12月の定例会でも、まちの活性化について同様の御質問をいただいておりますので、その進捗状況についてお伝えさせていただきます。

一つ目は、町民の皆様の安心・安全の確保のため、国保診療所の運営についてであります。

本年4月から5年間を、引き続き社会医療法人孝仁会に、当町の医療ビジョンに基づく



医療の提供をしていただいております。

議員から以前にも御意見がありました、医師の複数体制につきましては、まだ実現に至っていない中、不定期ではありますが、内科医2名での外来診療を継続して実施しております。

今後も町内外の情報も得ながら、孝仁会と協力し、道などとも連携を図り、早期の医師の複数体制を整えてまいりたいと思います。

二つ目は、地域包括支援センターの運営についてであります。

4月より孝仁会に委託したところですが、現在までに特段のトラブル等はなく経過しております。町との連携も、保健福祉課に専任の職員を配置し、相談などを小まめに行っております。今後の地域包括ケアにおける中核機関として、より専門的で質の高い機能を発揮してもらえよう、協力体制を図ってまいりたいと思います。

三つ目は、移住体験モニター事業などを活用した医療、福祉、介護の専門職員の確保についてであります。

羅臼町総合戦略に基づき、一昨年から実施している移住体験モニター事業は好評で、体験を終了されておりますが、移住・定住には結びついておりません。今年度は、参加者や受け入れ事業所からの御意見を踏まえ、町内での生活や就労体験の期間を最大6カ月間とし、さまざまな参加者の状況に合った対応を行うことにしています。1人でも本事業による移住につながればと期待するところであります。

今後も町内の医療や介護体制を安定的に確保することが、町民皆様の安心につながり、地域の活性化を支える施策となるため、町として支援を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） それでは、再質問させていただきます。

まず、1点目につきまして、産業の活性化について、今、町長から御説明がありました。大変内容的には、施策としてはほぼ100%に近いくらいのもものが組み立てられていると思います。

特にこの中で、ちょっと1点だけ気になるところがありまして、先ほど町長からも漁獲高の報告でありました、羅臼町の水揚げのことです。毎年若干ながら漁獲量が減少しております。ことしもこの段階では大体十三、四%の漁獲量が落ち込んでおります。これは単純にそのときの水温、いろいろな体制によっていろいろな状況で漁獲量が下がっていることとは思いますが、先ほど町長の答弁の中にもありましたように、ぜひこれは組合との関係も必要になると思うのですが、やっぱり資源の増大を図ってもらうということが、漁民に対してのまず一番の安心感になると思います。これは単純に養殖事業ばかりのことではなく、いろいろなことを踏まえて、今後、漁協とのお話し合いの中で、規制があったり、いろいろなことを、もしくは組合員の今の体制から言いますと、体制にひずみが若干出ていると思うのですよ。大変厳しい業界というか、水産業の中でも業界があります。羅

白ブランドであります昆布漁につきましても少しずつ減少していることもありますし、そういうこともあわせ持って、今後、組合との展望的なものが、もしお考えがあるのでしたら、町長の考え方を1点聞かせてもらいたいのですけれども。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいま田中議員からの御質問であります。漁獲量が減少しているということで、先ほど私もお話ししたしましたが、その少ない漁獲量を何とか金額、単価で補っているという状況であります。この状況は余りよくない状況であるというふうに私は考えておりますけれども、この資源の増大ということに関しましては、先ほど申しました養殖事業であったり、そういったことが考えられると思いますけれども、非常に長期間要すること、また、大きな予算も必要になること、さまざまあることだというふうに思っております。そのことについては、過去からも、それからこれからも、できる範囲の中でどんどん組合と協議をしながら進めてまいらなければいけないことだというふうに思っております。

また、資源が減少する、これは気候の変動であるとか、海水温の変化であるとか、いろいろな要因が考えられます。そういった情報もしっかり収集した上で、今後、このまちの資源をどうしていくかということは、これは当然ながら町としても考えていかなければいけないことだというふうに思っております。

先ほど申し上げたとおり、量は少なくなりましたけれども、減ってきておりますけれども、その減ってきた魚をいかに私どもで手をかけていくかというところに町としては重点を置きながら、今後、組合と協議をしてまいりたいというふうに思っておりますし、ただいま先ほども答弁させていただいた中で、まちづくり課、それから産業課、これがタッグを組んで、羅臼漁協のほうと、今後についての取り組みや懇談を行っております。また、全てのといたしますか、まちの管理職と、それから漁協の管理職の方々と、実はお会いしてといたしますか、懇談を持ちまして、その中で、それぞれの悩み、抱えている問題、そういったものを話し合いを始めたところでもあります。この中で、いろいろな今後に向けての課題が出てくるかというふうに思われますので、そのことについて報告を受け、羅臼町としても漁協としっかり連携を持った中で、今後のために努力してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひそのように動いていただきたいと思います。

それとあわせ持って、先ほど町の管理職と商工会の青年部とかという案もありましたけれども、ぜひそれに1点だけ、ちょっとつけ加えをお願いしたいと思います。というのは、各事業所、いわゆる羅臼で鮮魚を扱っている人方もいます。これは商工会の必ずしも青年部に加盟はしておりません。その中に、やっぱり買い受け人の青年部もありますので、ぜひそういうようなところの知恵、この若い人方が将来の羅臼町の買い受け人として

育っていくわけですから、やっぱり買う人の立場、これも販路につながる一つの方法でございまして、町長、その辺あたりの考え方を持っていただきたいと思います。これは別に答弁は必要ありません。

続きまして、2点目についてお伺いしたいと思います。

2点目なのですけれども、先ほど町長からありましたように、出生率の減少というのはすごく危惧しているところでございます。これは実際に若い世代が極端に羅臼町は減少しているという現象になっております。特に羅臼町も高齢化も進んでいますし、子どもたちを産む環境が、やっぱり若い人方に整っていないのかなという気がしてなりません。それで、質問にあえて子育てと教育環境についての改善ということで、ちょっと銘打って入れたのですが、特に町長から返答がありました、3月の定例会に町長の行政執行方針といたしまして、1校1園化ということがうたわれておりました。これにつきましても、これに係ることによっては相当スパンの時間が必要かと思われまます。これを1年、2年で進めるような、そんな短期的なものではないと考えておりますが、町長がどのようなスパンで考えているのか、その辺のあたりをちょっと1点お聞きしたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 子育て支援に関する質問の中で、1校1園化ということでありますけれども、3月に1校1園化の検討を始めたいという執行方針の中での話をさせていただきました。そのことにつきまして、今、具体的に事務レベルの中で、何が必要で、何がどうなのだとということも含めて、プロジェクトをつくって検討しております。これは1校1園化ということだけではなくて、子育て支援全体について話し合われております。その中に、当然ながら1校1園化も含めた教育の問題というの大きなテーマとして、一つ、そのプロジェクトの中で話されていると。この中で一定の方向性を出していきたいというふうに思っております。それを町民、また議会、さまざまな関係機関の方々に御相談をしながら、今後進めていくことになろうかというふうに思っております。

先ほど説明をさせていただいた子どもの数の減少ということにつきましては、年々、目に見えて減ってきているというのが現状であります。先ほど御質問いただいた、産業との絡みも非常に大きな問題としてあろうかと思っております。それから、仕事という、働くということ、それによつての収入によるものもあろうかと思っております。こういうことを全部総体的に考えながら、この1校1園の問題についても考えていきたい。これについてはいつまでということは今段階では考えておりませんが、長いスパンといたしましても、そんなに長い間というわけにはいかない状況に今羅臼町は置かれている、子どもの数が置かれてきているということで、今後、少しスピードを上げながら検討をしてみたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひそういうふうに進んでいただきたいと思います。

今の質問の中で、私が1校1園化と話したことにつきましては、これは幼稚園、小学校

だけではなく、平成30年度から中学校が1校化となります。先ほど町長の答弁にありました、高校の存続につきましても、実は1クラスになってしまうと、教職員の数が減って、教育レベルといいますか、カリキュラムに支障を来します。これは2間口で子どもたちに与える教育の量と、1クラスになったときの先生方の減少した分の補う部分が、いろいろな方法をこれから羅臼高校は示唆されると思います。これにつきましても、やっぱり最低限、40名以上の2クラスの学校を存続させるためには、早急に進まなければならない問題だと思います。各学年が1クラスになって、高校が落ちていきますと、先生方は急にそこそこの教職員の配置になりますと、実は国公立へ行くためのカリキュラムが、100%先生方で組めません。ということは、外部から教育依頼を願って、先生をふやさなければならない状態になります。これはまず一番これから存続に関して問題になる部分でございます。せっかく新しい中学校ができます。できることを機に、ちょっと連携を密に、これは幼小中高という、上までの18年分の教育一貫をきちっとつくっていかないと、これが補っていけないと思いますので、ぜひその辺のあたりで何か考え方があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの御質問であります。確かにそのとおりでありまして、これが将来、子どもが減って行って、クラス編成、または子どもの数によって先生の加配といいますか、先生の数というのは当然ながら決まっております。これは羅臼高校においてもそのとおりでありまして、来年度1クラスになることによって、今いる先生の数がぐっと減ってしまうということで、羅臼高校に行く生徒が教わる先生が減るということで、そういった専門的なことを教わる機会を失ってしまうということにもつながりますので、ただいま言われたように、教育委員会等とも、この18年間の問題について、しっかり協議をしてまいりたいと思いますし、そのことによって、何が一番いいのか、これはいろいろな賛否両論あると思いますので、その中で一番ベターなもの、ベストなものを考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひその方向に向かっていくことを期待申し上げます。

3点目になります。3点目のほうの医療、福祉についてです。これも実は産業活性化と子育てとか全部につながってくる問題でございます。まず、医療は、安心してこのまちに住めるためには医療は欠かせません。どうしても羅臼町は外れたまちで、町立診療所しかありません。ほかにかかるとなれば町外へ出なければならない形になりますし、高齢者もどんどんふえてきます。そういう形で、今、介護予防とか、いろいろなことを施策でうたってくると思います。

特に気になるところで、1点だけ、町長から聞かせてもらいたいのは、介護予防という形で、今、支援を、まず予防するという段階を羅臼町が今実行しようかということで進んでいるところでありますが、その辺のあたりで、羅臼町として、今、介護スタッフが足り

ないとか、いろいろな話をされております。その中で、できる限り地域包括ケアを活用しながらやっていくかと思われるのですけれども、その辺のあたりでどういう形で動くのか、ちょっとわかれば、もしあれであれば保健福祉課長補佐のほうが詳しいと思うので、そちらのほうでちょっと答弁願いたいと思います。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） 今後の介護予防活動についての進め方でありませけれども、現在のところ、介護予防事業については、保健福祉課で保健師、栄養士を中心に行っているところです。現在、健康な高齢者をつくるというところでは、いきいきサロン、高齢者サロン等を活用して、閉じこもり予防を行っていくこと、また、高齢者の健康状態の確認を行うというところで、健診をおすすめしています。健診の結果をもとに、個別に結果をお返ししたりしながら、生活指導や栄養指導等を行っているところです。羅臼町では、やはり疾病状況といたしましては、脳梗塞や心疾患等で要介護状態になる方がまだまだいらっしゃるというところでは、そういった生活習慣病の予防というところが一番重要になってくると考えております。あわせて、そういう予防活動、ふまねっどを利用した運動などを普及しているというところもあります。

以上です。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひそちらのほうで進んでいっていただきたいと思います。

実は羅臼町の中で、私が見ている限りでは、高齢者の方が、昔は家族体系が、子どもがいて、お孫さんがいて、老人がいてという、大きな家族で生活しているというのが、羅臼は漁業が中心のまちですから、そういう形で動いていました。近年、やっぱり年寄りの方が1人になるケースというのがすごくふえてきています。特に私も父、母がおりまして、今は亡くなっていますけれども、やっぱり1人になったときに、すごく孤独感が多分あるのではないかという気がしていました。私も一緒に生活していなかったもので、そういうところを見て、やっぱり年寄りの人方が、先ほど課長補佐が言ったように、話す機会とか、ふまねっどとか、いろいろなことが、すごく運動もいいと思いますけれども、ぜひ年寄りの人方が気軽に対話できるような集まりの場をひとつ提供してあげていただければありがたいかなと。それによって、近所の、羅臼町に住んでいる同年代の年寄りの人方というか御老人の方が、情報を提供しながらいろいろなお話をなさることが、閉じこもりとかいろいろなものを防げるのかなと思いますので、ひとつその辺のあたりも、これは返答要りませけれども、ぜひそういうことも組み込みながら、予防には一つつながるのかなと思いますので、その辺を取り入れていただきたいと思います。

総括的に、最後になりますけれども、1点だけ、ちょっと町長にお聞きしたいのは、この3点を結びつけてやる形を、ぜひプロジェクトの中で、点ばかりではなく、それをつなげる可能性を持たせるような形で動かしてもらえるかどうか、その辺のあたりをちょっと町長からお聞きしたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいま田中議員から言われたとおりでありまして、先ほど申しました管理職等々、町の中でつくっておりますプロジェクトにつきましても、これは全て関連するものは取り込んでいながら計画をつくっていくというようなことになっております。また、それぞれの団体と、例えばアンダー60の中では、子育て支援をテーマにして、いろいろ何度か集まっていたいてお話をさせていただいております。そういった意見も組み入れながら、経済、それから福祉、子育て、教育と、このほかにもまだまだ出てくるのかもしれませんが、総体的にこのまちをどうしていくべきなのかということも踏まえて、しっかり考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひそのように進んでいただきたいと思います。

その中に、一つだけ、今、町長、行政サイドにお願いしたいのは、町のプロジェクトの中でもんだことを、より多く外側にちょっと発信をお願いしたいなど。町民は何をやっているかという動きが非常に見えにくいところがあります。広報等で流してもらっても、実は見る人と見ない人がいます。ですから、何かの機会でちょっとお話できるような、情報提供をきちっとしていただきたいと思います。それにつきましては答弁は要りませんので、最後になりますけれども、この3点につきましては、まだ町長いわく、これは決めていく段階の話で、今、製作している段階だと思います。直近でまたやれるようなこととか、また、提供したいプログラムがありましたら、ちょっと情報の提供を私のほうから求める可能性がありますので、その辺のあたりは、私以外にも、町民に情報の提供をきちっと出してあげていただきたいなと思います。羅臼町はいろいろな未知数がありますので、やっぱりまちの特性を生かすということが、一つの点ではきっと無理だと思うのですよね。観光だけでいいという問題でもありません。漁業だけでいいという問題ではありません。やっぱり全体につながる点をきちっとつなぐのが行政の指導の仕方だと思いますし、また、それに町民が協力していくということが大切だと思いますので、やっぱり自助、公助という形で、協働のまちづくりでありますから、その辺もあわせ持って、ひとつ慎重に進み、かつ迅速に進んでいただきたいと思います。人口減をとめるための術がその中に隠されていると思いますので、ひとつよろしく願いいたしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（村山修一君） これで、田中良君の質問を終わります。

ここで、午前11時まで休憩します。

午前11時、再開します。

午前10時44分 休憩

---

午前11時02分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、6番坂本志郎君に許します。

坂本君。

○6番（坂本志郎君） 若干薄暗い感じはしますけれども、通告に基づき、一般質問いたします。

私の質問テーマは3件です。

初めに、子育て支援についてお伺いします。

羅臼町のまちづくりの目指す姿、目標、その基本方針は、第7期総合計画に示されています。計画の期間は2016年度から2023年度までの8年間です。これをベースに、重点施策を総合戦略として位置づけ、5年間の計画としています。

総合計画は、新しいまちづくりに向け、五つの行動方針を示していますが、行動方針の二つ目、一人一人が輝ける地域医療、保健、福祉、介護のまちづくりの中から、子育て支援の充実を今後どのように進めていくのか、まずお伺いをします。

次に、ことし3月の定例議会で、就学援助の中の小学校、中学校の新入学児童を対象とした入学準備金の支給月を、現行、入学後の7月支給ではなく、親御さんの経済負担を軽減すべく、入学前支給にしてはどうかと質問をいたしました。町長から、支給月については見直しを含めて検討するとのお答えがありました。では、検討の結果、どのように見直されたのか、お答えください。

次に、羅臼町の学童保育についてお伺いします。

学童保育について、私の認識は、共働きやひとり親の小学生の放課後の生活を継続的に保障することを通じて、親の仕事と子育ての両立支援をすることと思いますが、当町の学童保育事業の目的、役割及び実情、現状についてお答えください。

次に、公立小中学校の教師の大変さは、近年、マスメディアで取り上げられるようになってきました。先日の文部科学省の報告によると、公立中学校教師の週当たりの学校での勤務時間は平均して63時間18分で、57.7%が過労死ラインの勤務状態にあると報道されました。その上で、当町の小中学校教師の勤務実態と評価についてお伺いをいたします。

次に、平成30年度、来年度ですが、運営主体が道に移管される国民健康保険事業についてお伺いします。

さきに第2回自治体別保険料仮算定が発表されていますが、町としてこれをどのように評価しているか。保険料の決定及び他会計からの繰り入れについて、最終的には各自治体が決定することになりますが、最終決定までのプロセスと、他会計からの繰り入れについての考え方を伺いし、再質問を留保し、最初の質問を終わります。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 坂本議員より、3件の御質問をいただきましたが、1件目と3件

目の御質問につきましては私から、2件目につきましては教育長から、それぞれ答弁させていただきます。

まず1件目は、子育て支援の充実に関して、3点の御質問であります。

1点目は、町の施策として、子育て支援の考え方についてであります。

先ほど田中議員に答弁させていただいた内容と一部重複いたしますことを御了承願います。

私は、今年度の執行方針で、少子化の進行や世帯規模の縮小、女性の社会進出の高まりなどの社会情勢の変化の中、安全・安心に妊娠、出産、子育てができるよう、さまざまな子育て家庭への支援を総合的に考えていく必要があります、メニューを重点化し、計画的に充実していきたいとお話しさせていただきました。また、過去、議員からは、少子化対策として、子育て支援、特に経済支援施策を強化すべきとの御意見をたびたびいただいているところであります。

現在、全庁的に子育て支援に関する部署からメンバーを選出し、子育て支援プロジェクトを立ち上げ、経済支援や保育体制等の検討を行うとともに、アンダー60創造会議でも、数回にわたり、羅臼の子育てについて検討していただいております。今後、これらの提言を受け、来年度からの町の施策に反映していきます。

2点目は、就学援助制度における新入学児童生徒学用品費等前倒し支給についてであります。このことにつきましては、本年第1回の定例会にて一般質問をいただきまして、その際、私からは、前向きな方向で検討したいとお答えさせていただいております。

その後、調査で、道内179ある市町村のうち、22の市町村で既に実施されており、議員御指摘のとおり、経済的に困難を抱えている御家庭に寄り添った援助が必要であると痛感しております。

このため、当町におきましても、平成30年度入学児童生徒がいる経済的に困難を抱えた準要保護世帯から、学用品等の援助費を入学前に支給できるよう準備してまいります。

なお、本制度は、羅臼町就学援助規則に基づいて運用しているところであり、前倒し支給を可能とするための規則の見直しのほか、準要保護認定を定めることによって、その後、新入学時に非認定となった場合の対応など、課題も残っております。

このように、公共サービスを提供する上で、まれに公平性を担保できないケースも生じる可能性がありますことから、先行実施されている自治体での制度の工夫や詳細事項を十分に踏まえながら、年度内の援助を可能としてまいりますので、御理解をいただきたいと思います。

3点目は、羅臼町の学童保育事業の目的と役割及びその実情についてであります。

当町の学童保育事業ですが、羅臼町子ども・子育て支援事業計画に事業量を位置づけ、平成27年度から羅臼小学校放課後児童クラブを開設いたしました。

その目的と役割は、保護者が労働等により、昼間、家庭にいない児童に対し、放課後及び夏・冬休み等の学校休業日に、家庭にかわる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行



うことにより、その児童の健全な育成を図るとともに、仕事と子育ての両立支援を行うこととであります。

放課後児童クラブの実情ですが、平成27年度は、定員19名のところ、登録児童数が13名で、昨年度は最大で14名でありました。しかし、今年度の希望児童数が23名と、定員を上回ることになり、現在、利用待機児童は4名となっております。待機されている児童及び保護者には御迷惑をかける結果となっているため、今後、運営事業者と定員拡大に向けた検討を行ってまいります。

続きまして、3件目の国民健康保険事業道移管について、2点の御質問であります。

1点目は、第2回目の自治体別保険料仮算定についての町としての評価についてであります。

昨年発表されました第1回目の仮算定では、平成27年度の当町の1人当たりの保険料19万256円に対し、9.7%、1万8,438円の減額で、17万1,818円となっております。

第2回目の仮算定では、保険料が高くなることで生じる新たな限度超過額を控除して所得を再設定したことや、出産費、葬祭費を納付金に含めて算定すること、また、収納率を過去3年間の平均としたことなど、3点について変更しております。

その結果、第1回目よりさらに5,540円の減額となり、1人当たりの保険料は16万6,278円となりました。平成27年度の当町の課税額と比べてみますと、12.6%、2万3,978円の減額となっておりますので、数字的には評価に値する結果となりましたが、最終的には全道一律の標準化を目指すこととなりますので、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

2点目は、保険料の最終決定までのプロセスと他会計からの繰り入れについての考え方についてであります。

新保険制度では、北海道が事業主体となりますので、北海道全体の医療費等の総額を予想し、国や道の公費負担やほかの医療保険の支援金を差し引いた金額を各市町村が納付金として納めることとなります。納付金の総額は、北海道の国保会計の総額の約31%となりますが、市町村ごとの加入者数や世帯数に所得額の割合や年齢補正後の医療費水準を算定して決定することになっております。先ほど御説明いたしました仮算定の額は、このルールで算定した場合の金額ということになります。

今後のスケジュールとしましては、11月に各市町村に対し次年度の納付金の概算額が提示される予定で、納付金の額が確定するのは翌年2月となる見込みであります。納付金の財源といたしましては、基本的には現年度分の保険料で収納率95%を見込んで課税し、支払う予定としております。課税所得や被保護者数の増減、収納率が下回った場合等、納付金の額に達しないことも考えられますが、足りない分については、滞納分の保険料や基金の取り崩しなどで賄うこととして、今のところルール分以外での一般会計からの繰り入れは行わないように考えております。

以下、教育長より答弁をさせていただきます。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） 続きまして、2件目の小中学校教師の勤務上の過重負担に関して、羅臼の小中学校教師の勤務実態と評価についてにつきましては、私から答弁させていただきます。

平成21年、道教育委員会が策定した教育職員の時間外勤務等の縮減に向けた取り組み方策に基づき、教員の多忙化を解消し、子どもと向き合う時間を確保できるよう、根室教育局の指導のもと、各校長からこれら業務管理の徹底をお願いしております。

近年は、重点項目である週休日の振りかえや休憩時間にかかわる制度の有効利用、部活動休止日や定時退勤日の設定並びに時間外勤務等の縮減強化週間の定期的な取り組みを促してきたところであります。

昨年10月から11月にかけて、文部科学省が全国の公立小中学校400校を抽出して行いました教員勤務実態調査結果の速報が先月公表されました。この調査は、平成18年度以来、10年ぶりに実施されたもので、これによりますと、月の時間外労働が80時間以上の過労死ラインに相当する週当たり60時間以上勤務している教員の割合が、全国の中学校で57.7%、小学校でも33.5%に上がったことが明らかになりました。

当町におきましては、学校長の管理、指導のもと、重点項目の取り組みはおおむね全校で達成されているものの、関連する調査では、町内の小中学校から教職員数に対しての業務が過重負担となっていることや、定時退勤日などの設定をしても退勤できないなどの声も一部寄せられております。このことから、このような取り組みだけでは、学校現場の多忙感、教員の過重負担の軽減、緩和につながっているとは言いがたい状況にあるものではないかと考えております。

要因として上げられますのが、現在の教育を取り巻く環境であります。社会状況の急激な変化が、子ども、家庭、地域に影響を与え、不登校生徒や、各地で問題となっているいじめ、自殺といった友人関係、家庭環境、周囲の状況が複雑に絡み合った問題など、教員が積極的に生徒や家庭と向き合い、早期発見や未然防止のための指導など、細やかなかわりが求められていること、さらに、特別な教育的支援を要する児童生徒や、感染症、アレルギー対策など、子どもたちの個々の状況に応じた対応も求められており、教員の業務が複雑かつ多様化している状況にあります。こうしたことから、教員のみでの対応では限界もあり、当町では、福祉や保健、医療などを初め、必要に応じて他の行政分野との連携を図り、対応してきております。

これらの子どもの心理的サポートや生徒指導の一層の充実、強化を図るためには、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、教職員以外の専門家の配置などの検討も必要になっております。

さらに、今年度の教育長執行方針では、学校運営に住民が参加する仕組みとなるコミュニティスクール、いわゆる学校運営協議会制度の導入に向けて検討していくことを述べさ

せていただいております。学校のみならず、住民や保護者などが学校教育に参画することが地域の結束を生み、まち全体で子どもたちの成長を見守り、学校が抱える複雑化、困難化した課題の解決や、子どもたちの生きる力を育む地域の力になるものと期待しており、これからの教育現場を支え、生き生きとした教育活動や教員の負担の軽減につながるものと考えているところです。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 再質問いたします。

3点、6項目の質問に対して、それぞれ答えられました。

最初に、国民健康保険事業、これは来年から道に移管しますが、答弁にもありましたけれども、保険料の第2回目の仮算定が発表されております。これは平成27年度実績をベースにして、保険料収納必要額と納付金収納必要額、納付金収納必要額というのは道に納める金額ですが、この差が結果として、一般論としては、うちのまちの保険料は上がるようだ、あるいは下がるようだ、ということになります。

今般の仮算定で見ると、先ほどのお答えと若干金額が違うのですが、私のほうの資料で調べたもので申し上げますが、収納必要額が19万256円、道への納付金収納必要額が17万7,089円で、1万3,167円下がるという、こういう算定になっております。率では6.9%の減です。ちなみに、別海町は3万5,331円ふえる、20%増。中標津町は8,533円下がって5.4%の減。隣の標津町は1万8,047円ふえて、11.1%の増。仮算定で大幅にふえる別海町、標津町は、激変緩和措置が当然とられますが、段階的にアップしていくと思われます。先日の報道では、前年比で2%程度増にしていくというようなことで、上昇率は抑えられると思ひます。

ちょっと核心部分をお伺いしますが、羅臼町の国民健康保険料、これは平成30年度、道移管によって、額はともかくとして、下がるというように判断してよろしいか、お伺いしす。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 一番そこが問題だと思ひているのですが、総体的に言ひますと、今まで市町村で運営している場合、例えば27年度、28年度ですが、現年の保険税に求めていたのが総体の約40%でした。先ほど町長の答弁にもありましたとおり、改正された場合に、31%を見るところになっていひます。この差というひのは、今までの決まりの中で市町村が受けていた国からの補助だとか道からの補助が、国からの補助が多くなつたということになっていひます。今後は、平準化を目指すということになっていひますので、北海道のどこにいても、世帯数が同じで所得が同じであれば、同じ保険代になるよということになりますので、総体的に、例えば羅臼町だけが医療費を抑えても、全道のどこかでどんどん上がつていけば、これが上がつていくというひようなことになっていひますので、この仮算定につきましても、先ほど議員がおっしゃつたとおり、27年度の数字をも

とに計算しておりますが、30年度につきましては、28年から29年までの数字をもとに計算されますので、何とも言えないところですが、先ほど町長からもあったとおり、今までの仮算定の数字だけ申し上げますと、恐らくは安くなるのではないかと考えていますが、何とも言えないところが担当としての本当のところですよ。

今、ことし2月にも、根室、釧路の管内の担当者が集まりまして、道のほうからいろいろ報告を受けているのですが、一番問題視されているのは、先ほど別海だとか標津を言いましたけれども、急激に上がるのところ、これが非常に問題視されていまして、やっぱり今の時点では、例えば羅臼町みたいに数字的に下がっているところよりも、莫大に上がるようなところをどう抑えるかということで動いていますので、これが方針的には7月にはっきり決定されますけれども、方針が決定されて、数字を当てたときに、先ほど11月と言っていましたけれども、11月になってみないことには、正直、わからないのですが、今のところは若干、当初は下がるだろうと見ております。これが5年後、10年後、どういう姿になるのかは今のところはっきりしませんが、どんどんどんどん国から入るお金がふえた場合に、税金で集めるのを31%となっていますけれども、これが25%、20%となっていくと、下がるようにはなるのでしようが、今の規定の中でいくとそういうような形になると予想しています。

以上です。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 大変詳しい説明がありました。もう少し簡潔にお願いしたいと思っております。

恐らく多少下がるのだろうと、ざっくばらんに言いますとね。それは、羅臼町は御存じのとおり極端に高いから、当然下がるだろうと。ただ、その幅についてはちょっとわかりませんが、今の段階では。

ちょっと関連することで一、二点お伺いしたいのですが、納付金の額に足りない場合、先ほど町長からのお答えでは、基金の取り崩し等で補うというようなお話でありました。今、国保の関係の、国保事業の基金の総額は幾らになっていますか。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 28年度末の国保の財政調整基金、5,253万839円となっております。

以上です。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 今、基金の累計、5,200万円。ほとんどないと同じです、5,200万円というのは。このことは、やっぱり我々、きちっとつかんでおく必要があると思います。ちょっとオーバーしたら、こんなもの1回でなくなる。どうするのかというのはまたちょっと別問題ですが、我々は、国保の関係、今ちょっと私、今回取り上げて質問していますが、非常に脆弱な事業の中身になっているということをもっと押さえておかなければ

ればいけない。

次、もう1点です。ルール分以外での一般会計からの繰り入れの問題です。これは行わないように考えていると。これはこれで考え方だと思うのですが、道に移管するとき、国の考え方は、繰り入れについては削減もしくはやめなさいという考え方なのですね。この場合、ルール外でもやっているという状況にあると思うのですが、このルール分というのは、通常言われているところの繰り入れとはちょっと違う内容なのですか。ルール分は認められているということなののでしょうか。ちょっとその辺、お答えください。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） ルール分というのは、保険事業の中で、国何%、道何%、市町村何%だよと決まっている事業等から繰り入れる分ということに解釈していただきたいと思います。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） わかりました。

道は、お答えでは、スケジュールで11月に市町村に対して最終的な納付金の概算額が提示される予定だと。要するに第3回の納付金仮算定が実施されるということですね。私の資料、情報では9月になってしまうのですが、秋口には大体。その後、町が保険料を最終決定しなければなりません。いろいろ難しい問題があろうかなと思いますが、最終決定に際して、当町の現行保険料は極めて高額であり、町民負担も限界にあることは、もう恐らく皆さんそういうふう感じていらっしゃるのではないかなというふうに思います。その意味では、これを踏まえて、保険料を現行よりもぜひ引き下げると、こういうことを強く求めたいというふうに思います。

次に、教育長のほうから、小学校、中学校教師の勤務実態についてお答えがありました。

先ほども言いました、教育長の答弁でもありましたけれども、中学校の教師のうち6割、小学校では3割の教師が過労死ラインにあると文科省の最近の調査で判明しています。国の教育局は、現在、全国的な調査を実施してまして、9月に結果が出るとされていますが、先ほど教育長のお答えの中で、町民みんな一緒になって問題点を明らかにしていこうと、こういうお話がありましたが、羅臼町単体、自治体としての中学校の教師、小学校の教師の残業の実態、これはお答えがない。どうなのでしょう。今、マスコミでさんざん取り上げられているのですが、羅臼町の実態はきちっとつかむ必要があるのではないかなというふうに思うのですが、羅臼町として実態調査をしてはいかがでしょうか。お答えください。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） 昨年、調査してやった結果ですけれども、公表されていないという状況にあります。ですけれども、数字的には、今、課長のほうからわかる分だけの説明があると思うのですけれども、よろしいですか。

○議長（村山修一君） 学務課長。

○学務課長（大沼良司君） 私のほうから、実態把握した内容についてお答えいたします。

小学校、中学校に、今、55名の教師がいるのですが、これについては、例えば校長先生も含めて教員、養護までの教師なのですけれども、その方々の時間、80時間に達しそうな方々の人数を確認しております。調査と並行して確認しております。調査については、まだ公表されていませんので、当町がどこの校が、抽出校400校の中に含まれているかどうか、その有無も今回は差し控えさせていただきますが、独自の調査によりますと、55名中、約20名程度がそれに近いだけの残業時間をしているというお話がございます。

以上です。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 明らかになったら、これはやはり国会の官僚答弁みたいな答弁ではなくて、明らかにする必要があるのではないかなと。やっぱり結構な割合で、55人中20人ですから、4割の方が。まず、昨年実施したということなのですが、実態をつかむことがまず第一ですよ。京都大学の佐伯さんという教授は、部活だ、英語だ、道德など、学校教育に次々と荷重を付加するのではなく、一体何が教育の根本であるのかに立ち戻り、そのための時間を確保することこそが早急に求められていると言っています。町として、あるいは教育委員会は、今後も教師の過重負担に留意して必要な手立てをとることが大事ではないかなということをお願いしておきたいと思えます。

次に、子育て支援について、お答えがありました。同僚議員の、私の前の質問の中のお答え、いろいろありました。私の再質問、若干重複するところはあるかと思いますが、再質問についてお答えいただきたいと思えます。

冒頭、町の第7期総合計画、これは町政の最上位に位置づけられる計画です。この中で、羅臼町の子育て支援の課題として、次のように整理されています。

少子化の進行や世帯規模の縮小、女性の社会進出における低年齢児の保育ニーズの増加、特別な援護を必要とする家庭への支援など、次代を担う子どもたちと全ての子育て家庭への支援を行う観点から、総合的な地域における支援をさらに進める必要がある、こういうふうに述べられている。

その後、もう少し具体的に基本方針で述べられているのですが、地域の人々も参加した子育て支援体制を促進するという、基本方針ではもう少し具体的に。

そして、この総合計画をベースにして、重点的な政策が羅臼町の総合戦略として位置づけられていますが、その総合戦略は、基本目標3で、未来を担う子どもたちの教育環境と、結婚、出産、子育てしやすい環境の整備として、出生率の数値目標、基本方向として、子どもを産みやすい環境づくりと、仕事と子育てが両立できる環境づくりを掲げ、11項目の基本施策を挙げています。

まずちょっと数字のことでお伺いしたいのですが、この計画では、出生率の目標を、これは例の特殊出生率とかというやつですが、2019年度、1.72というふうにしています。ことですから、数値は出ていないと思うのですが、昨年、2016年度の羅臼町の合計特殊出生率、これについてお答えください。

あわせて、羅臼町では残念ながら数少ない経済的支援の中で、第3子以降出産祝金制度というのがあります。それから、町立幼稚園の入園料助成制度というのがあります。この2点について、制度の概要と実績をお答えください。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） まず、合計特殊出生率についてお話しさせていただきます。

平成28年、2016年の保健福祉課が把握している合計特殊出生率になりますが、1.29となっております。

続きまして、第3子出産祝金の内容と実績ですけれども、第3子の出産祝金につきましては、第3子の新生児の出産に関しまして、祝金を10万円支給する制度で、平成27年から実施しています。祝金の支給件数は、平成27年度が4件、平成28年度は10件で、今年度は5月末現在で2件支給しております。

続きまして、3件目の御質問の、町立幼稚園の入園料の助成についてですけれども、入園する際の3,000円の入園料を助成しているという制度です。平成28年度の実績は、助成人数は38名で、助成額は11万4,000円となっております。平成27年度の実績は、助成人数が55名で、16万5,000円の支給となっております。

以上です。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 出生率なのですが、平成12年くらいの数値なのですが、1市4町で見ると、別海町が一番出生率が高かったのです。1.8くらいですね。実は羅臼町は2番目に高く、この段階では1.7くらいあったのではないかなと。3番目が中標津町で、根室市が4番目で、標津町が一番出生率が少ない、こういうことだと思います。恐らく標津町はこの状況を苦慮して、北海道で一番の子育て支援をするぞということで、平成27年くらいからでしょうか、子育てに関して政策パッケージを出しております。私がかねがね、町長からも先ほどお答えありましたが、いろいろ制度の問題もあるのですが、子どもたちの親御さんは、恐らく経済的支援をすごく望んでいるのだらうというふうに理解をしております、それで今申し上げるのですが、これは標津の例ですよ。出産祝金給付については、第1子5万円、第2子10万円、第3子以降、4子、5子も含めて、1人当たり50万円。それから、乳幼児の紙おむつ購入助成、町内で出生した子を対象にして、2歳を超えるまで紙おむつ購入費12万円、月5,000円給付。保育園は、3歳以上は無料、3歳未満は国基準の4分の1に減額。幼稚園は完全無料化。平成27年度から、幼稚園の給食費や教材費も無料。子ども医療費助成は、平成27年度から高校生まで拡大。

これは、要するにこの話をすると、財政的に豊かなのだろうと、こんな話になってしまうのですが、そう言われてみればそうなのかなということもありますけれども、後でも申し上げたいと思いますが、子育て支援に対して、やはり特別な考え方を持っているのだなというふうに思います。

この総合計画の基本方針を申し上げていますが、子どもが健やかに育ち、親が安心して子育てできるよう、各種の保育サービスの充実と多様化や、経済的支援を進め、地域の人々も参加した子育て支援体制を促進する、これは計画なのですが、私は非常に正しい方針だというふうに思っています。この方針に従って、特に子育てにおける経済的支援の具体化をすべきと考えていますが、財政上の問題もちろん当然あると思いますが、この経済的支援の具体化、推進について、先ほど町長のお答えから、子育て支援についてのプロジェクトチーム、これがやっぱりスタートになるのではないかと。一遍に全部やろうといっても、それは無理ですから、親御さん、まず何が一番今困っているのかなというようなことを決めて、財政措置と、こういうことになると思うのですが、この経済的支援の具体化、推進について、町長のちょっと考え方をもう一度伺います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 子育て支援の問題でありますけれども、確かに標津町の、今、例を上げられましたけれども、そこには、経済的な問題というのは、財政的な問題、このことはあろうかというふうに思いますけれども、そのことも含めて、しっかりとらえた上で、このプロジェクトを通じて、まず何が必要なのかということも聞き取り、それから、今までの経過も含めて洗い出しをしていかなければいけないというふうに思っておりますし、それをやるためには、どこをどういうふうに工夫をしていくか、これは財政の問題もそうですし、施設の問題、それから人的な問題も含めて、どこをどういうふうに工夫をしていけばそれが可能になるのかということ、具体的に今もんでいる最中であるということでもあります。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 前の議会で、私、中学校まで医療費無料にすべきではないか、というお話をしました。中学校まで無料にした場合、対象人数は約600名、必要コストは1,600万円。これを実施するためには、町長も最後のほうで言われていましたけれども、何かを捨てる、何かを削る、こういう政策判断がなかったらできないのです。今ここでこれを減らしたらどうだという議論をするつもりはありませんけれども、やはりそういった思い切った施策がなければできません。そして、この大前提は、子育て支援が、羅臼町の将来を考えたとき、一番重要なのだという位置づけが必要だというふうに考えています。今回初めてアンダー60ですか、子育て支援のプロジェクトをつくった。先ほど同僚議員も言っていましたけれども、それがどういうふうに進行しているのかというのは、ぜひ広報で町民にも知らせて、私たちもそれを知りたいというふうに思います。

次に、時間もなくなってきましたので、入学準備金の支給時期についてお答えがありま



した。

ことしの第1回の定例議会のときには、そういう方向で検討しますということで、非常に前向きな答弁で、非常にうれしく思ったのですが、今般は、平成30年度、来年度から入学前支給をできるように準備するということですから、これは、よし、やるのだなど。私は、該当する親御さんは本当に喜ぶのではないかなというふうに思います。

ちょっと2点伺います。決まっていないことは決まっていないでいいですが、実は入学前に支給するとすると、中学生はわかりますよね、小学校の6年から中学校に行くのですから。ところが、小学校に新しく上がる児童、ここが問題になってくるわけですね。そういう意味では、入学後の7月に支給というのは理にかなっているといえかなっているのです、100%ですから。ところが、その前に支給すると、小学校へ上がるのは間違いないのかどうなのかという、こういう問題が起きるわけです。この小学校の入学前の児童の取り扱いについて、町としてはどんなふうに考えているのかということと、私は12月に支給したらどうだというお話をしましたが、11月、12月、1月、2月、3月とあるわけですが、この辺について、今どんなふうに検討しているのか、お答えください。

○議長（村山修一君） 学務課長。

○学務課長（大沼良司君） ただいまお話をいただきました件なのですが、まず、何月に支給するのがいいのかという話なのですが、現在、要・準要保護世帯につきましては、50名程度で推移しております。その中であって、この準要保護児童生徒につきましては、教育委員会に諮って、決議を得てという形で支給を開始することになります。今年度については、3期に分けて、入学準備金につきましては年度をかわして、早々、支給しているという実態がありましたので、これを坂本議員が言われたように、前年度中に支給するという方法をとりたいと思っています。あとは、まだ確定ではございませんので、この件については12月までに支給か可能なのか、調整を図ってまいりたいと思っています。

もう1点、済みません、回答事項が漏れていると思うので、もう1点、ちょっと再確認をしたいのですが、よろしければお願いします。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 小学校入学前の支給はどうなるのかということです。

○議長（村山修一君） 学務課長。

○学務課長（大沼良司君） 小学校前についても同様の方法で、前年度中に所得調査を行いながら、所得調査といっても、税法の問題もありますので、個人情報保護の観点から、こちらのほうでは得ることができませんので、親御さんに申請行為をしてもらうと。その前段で、しっかりと周知活動を教育委員会として責任を持って行っていくという形になって、申請行為に結びつけていただいて、同様に、前年度内で実態を把握して、来たる月に、確定した月に支給を開始したいと思っています。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 文科省のほうも、小学校入学前、OKだということで、既に通達が出るのか出ていないのか、そんな状況ですから、小学校へ入る子どもも中学校へ新しく行く子どもも差別なく、しっかり調査した上で実施をしていくと。先ほども言いましたが、約50名の対象の親御さんは本当に喜んでいただけるのではないかと、すばらしい決断だということで、感謝を申し上げます。

いよいよ時間がなくなってきたのですが、最後に学童保育について、私がこの質問をしたのは、待機児童、すなわち学童保育を申し込んだが落ちた、入れなかった、こういう児童が数名いるという情報が私のところに来ましたので、それがきっかけだったのですが、全国的には、実は数万人規模で学童保育に入れられない子どもがいることは、これは事実なのです。それはよく承知しています。ただし、羅臼町で考えたときに、人口減が進んでいる、加速度的な勢いで進んでいる。先ほどもありましたけれども、合計特殊出生率も1.4だの1.3だのという、大変な事態になっている。ということで、子育ては最重要課題であるにもかかわらず、そして、希望があるのに、なぜ入所の抑制が行われているのか。ここがちょっと、わざとやっているなどということはありませんから、それなりのルールがあるのだろうというふうに思います。

私の認識ですけれども、放課後児童クラブという言い方もできるのかな。現在は公設民営で実施されている、小学校の1年生から3年生まで、羅臼小学校というふうに承知していますが、民間委託とはいえ、児童福祉法第2条、児童育成の責任上、町は児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任があります。児童福祉法改正事項があって、学童保育については6項目あるのですが、時間がありませんので、この5番目に、入所のシステムは、市町村も関与して、必要な児童が利用できる仕組みにすると、こういうふうにかかれていて。しかし、羅臼町は、残念ながら4名の児童が入所できなかった。親御さんは、仕事をするために何とか預かってほしいと言っただけけれども、その親御さんも困るということ。私は、数が少ないから大した問題ではないのかと、私はそうは思わない。当町のような小さなまちでは、1人たりとも学童保育所に入れられないなどということはあってはいけないのだというふうに思っています。

中標津町は調べていませんが、別海町、標津町は、待機児童はゼロというふうに聞いています。これから検討するというお話もありましたが、もう一度お伺いしますが、待機児童ゼロに向けた対策を早急に実施すべきと考えますが、このことについて、町長の考えをお聞かせください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいま坂本議員から御質問がありましたけれども、待機児童が4名いる、このことにつきましては、私どもとしても非常に残念に思っているところであります。当然ながら、このまちで学童保育の待機児童がいるということ自体は、今後、避けていかなければいけない課題であるというふうに思っております。

先ほど答弁でも御説明いたしましたとおり、毎年的人数を把握しながらということで、必要な対策をとってきたわけでありましたが、今年度、一気にその対応をしなければいけない人数がふえたということが要因でありまして、今後、その待機児童に当たって、それを解消するための努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） そういう方向でぜひ進めてもらいたいと思いますが、繰り返しくになりますけれども、入所のシステムは町が関与して、必要な児童が利用できる仕組みをつくるのが町の責任なのです。公設民営ということでしょうけれども、民間業者は、当然、経済合理性で考えるわけです。あと4人入れたらば、また先生1人必要だねと。先生の給料はこれだけだよ。4人ではそれが出ないよねと、こうなるわけです。だから、民間委託だとか民営とかというとき、こういう問題が必ず起きるのです。それについて、やっぱり町としての責任をきちっと明確にしていく必要があると思います。

総合計画、繰り返しますが、すばらしい計画なので言いますが、子どもが健やかに育ち、親が安心して子育てできるよう、各種の保育サービスの充実と、多様化や経済的支援を進める子育て支援対策を促進する、このことを名実ともに実践するよう申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（村山修一君） 以上で、坂本志郎君の質問を終わります。

ここで、昼食のため、1時まで休憩します。

午後1時、再開します。

午前11時54分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

午前中に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、3番高島譲二君に許します。

高島君。

○3番（高島譲二君） 通告しております、防災についてお聞きいたします。

近年、異常気象による災害が各地で発生しており、我が町でも、台風や爆弾低気圧による高潮、大雪、大雨などによる災害が発生しております。

とりわけ昨年8月には、低気圧、台風による大雨で土砂崩れが本町の各所で発生しました。海岸町南へき地保健福祉会館跡地の裏山からの土砂崩れは、人家を一部損壊した上で、電柱や通信施設を破壊し、幹線道路を分断し、倉庫を全壊し、その土砂は海まで達しました。このことにより、道路、電気、通信網、テレビなどが分断され、海岸町コミュニティセンター以北、岬町、相泊まで孤立状態を余儀なくされたわけでございます。また、昆布漁の時期とも重なり、乾燥設備や倉庫、干場などにも被害をもたらし、昆布製品の出

荷にも影響を及ぼしました。

その後、9月の定例議会が開催された夜、朝から降り続いていた雨により、礼文町で土砂崩れが発生し、残念ながら犠牲者が出てしまいました。昆布浜、通称トツカリムイでも土砂崩れが発生し、道路、電気などが分断されました。犠牲となられた故人には改めて御冥福をお祈りするとともに、被害を受けられた方々には改めてお見舞いを申し上げる次第でございます。

冒頭、副町長の報告がありました。本日の雨により、熊岩のところで通行止の区間が発生しているとの報告がございました。今現在でも本町では雨が降っており、町内のほかの地域で土砂崩れが起きないか心配するところでもあります。

ことは、台風、低気圧による大雨や高潮、豪雪の災害がないことを祈るところではありますが、災害を未然に防ぐことができるよう、また、被害を最小限に抑えられるよう、防災の対策はしっかりと立てておくべきだと思います。

そこで、次のことについてお聞きいたします。

一つ目は、昨年8月、9月に発生した大雨による土砂崩れの復旧工事を行っているところですが、その工事の進捗状況と完成予定についてお聞きいたします。

二つ目として、各所で土砂崩れを起こし、土砂が大量に海に流れ出たところがありますが、土砂の流出による漁業への影響についてお聞きいたします。

三つ目は、防災ハザードブックの見直しについてお聞きいたします。

四つ目は、自然災害ではありませんが、自然災害以外のJ-ALERTについてお聞きいたします。

五つ目は、高潮対策のために防潮堤を設置しておりますが、計画と進捗状況についてお聞きいたします。

六つ目は、災害備蓄品の管理状況についてお聞きいたします。

七つ目は、防災訓練の見直しについてお聞きし、1回目の質問といたします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 高島議員より、防災について、1件、7点の御質問をいただきました。

1点目は、昨年8月の大雨による土砂崩れの復旧工事の進捗状況と完成予定についてであります。

昨年8月から9月にかけての大雨により発生しました土砂災害につきましては、現在、国や北海道において、それぞれ復旧工事が行われているところであります。

大規模なものとして、国道では335号の礼文町で昨年9月9日に発生しました土砂崩れにつきましては、現在、年内完成をめどに、斜面崩落防止対策工事が行われておりますが、現場の状況などから、少し時間がかかりそうであると、釧路開発建設部から報告を受けているところであります。

また、道道知床公園羅臼線の海岸町で発生した土砂崩れにつきましては、現在、今年度

か来年度までの2カ年で治山工事が行われており、治山工事終了後に道路上の土嚢が撤去される見込みであります。

昆布浜の土砂崩れにつきましては、去る5月31日から、巨石崩落につきましても、崩落した巨石が既に撤去され、それぞれ対面通行が可能となっており、今年度中の完成に向けて、土砂撤去や崩れた土の除去、落石防護柵の復旧工事が行われておりますことを、北海道釧路建設管理部から報告を受けているところであります。

続きまして、2点目は、土砂流出による漁業への影響についてであります。

昨年発生しました土砂災害の中でも、特に道道知床公園羅臼線の海岸町と昆布浜で発生しました土砂崩れにつきましては、大量の土砂が道路を越えて海岸まで到達し、海に濁りを生じさせてしまいました。海岸町と昆布浜の2カ所とも、できる限り漁業生産活動に支障の出ないように、一日も早い通行再開に向けて、北海道釧路建設管理部では、車両の通行に支障となる土砂の撤去を最優先に復旧工事が進められていましたことなどから、その間に海岸まで到達した土砂は波により拡散され、現在では被災当初ほどの海の濁りはなくなっており、漁業への影響につきましても未確認な状況ではありますが、羅臼漁業協同組合による海洋環境調査により、海岸町では海底の泥が舞い上がる状況にあることなどの報告もされておりますので、引き続き状況を見守ってまいります。

続きまして、3点目は、防災ハザードブックの見直しについてであります。

現在の防災ハザードブックにつきましては、平成24年度に作成し、全戸配布しており、避難所、津波浸水予測、土砂災害危険箇所、水防区域の四つの防災情報などが地図に掲載されています。しかし、作成後、既に5年を経過し、この間、平成26年の広島市土砂災害や、御嶽山噴火、昨年の熊本地震や、当町を含む北海道各地を襲った台風や大雨など、地震や噴火、異常気象による局地的な現象により、特定の地域に集中して深刻な被害を及ぼしている状況にあります。

このことから、北海道では、今年度から来年度にかけまして、津波浸水想定の見直し、土砂災害警戒区域の基礎調査、高潮浸水想定区域の指定などが随時行われることとされており、当町といたしましても、その結果を反映し、指定緊急避難場所や指定避難所の指定を行うとともに、新たな想定に基づき、ハザードブックの見直しを行う予定としております。

続きまして、4点目は、J-ALERTについてであります。

全国瞬時警報システム、通称J-ALERTは、津波を初めとする大規模災害や、武力攻撃事態または存立危機事態が発生した際に、国民の保護のために必要な情報について、通信衛星を利用して、瞬時に地方公共団体に伝達するとともに、地域衛星通信ネットワークに接続された同報系市町村防災行政無線や、有線放送電話を自動起動させ、サイレンや放送、エリアメールや緊急速報メールによって住民へ緊急情報を伝達するシステムであります。また、J-ALERTで伝達される情報は、気象庁が作成する気象関連情報と、内閣官房が作成する有事関連情報に大別され、地震情報、津波情報、火山情報、気象情報、

有事関連情報で、計18種類の情報のほか、そのほかの国民保護情報や土砂災害警戒情報なども送信されることとなっております。

なお、当町におきましては、防災行政無線を平成10年4月1日から運用しておりますが、当町におけるJ-A L E R Tは、平成23年4月18日から運用開始されたことにあわせまして、J-A L E R Tにより防災行政無線を自動起動させるシステムとして構築しているところであります。

また、J-A L E R Tが起動した際に、当町の防災行政無線から各家庭の個別受信器や屋外拡声器へ自動的に音声放送されるか確認する試験放送を年2回実施しておりますが、昨年度につきましては6月と11月に実施しており、その際、町政だよりにより、試験放送の周知をしているところであります。

続きまして、5点目は、高潮対策の計画と進捗状況についてであります。

高潮対策の計画であります。漁港海岸では松法漁港海岸と知円別漁港海岸の2カ所、建設海岸では、峯浜町から岬町まで7カ所の高潮対策工事が今年度以降も継続的に計画されております。また、対策工事に向けた地質調査及び構造実施設計を、峯浜町、共栄町、海岸町でそれぞれ計画されております。今年度は1カ所で対策工事を完了いたしますが、次年度以降の新規事業箇所については未定であります。

高潮対策事業につきましては、町内会の総意により要望されている地域を対象に、北海道へ要望しております。昨年度は春日町と八木浜町で説明会を開催し、事業要望の合意を得たことから、今後の計画対象地域となりました。これによりまして、海岸線全町内会が高潮対策事業の計画対象地域となったところであります。

進捗状況であります。これまで実施してきました礼文町南海岸は平成25年度に完成しております。また、岬町モセカル地区の岬町中央海岸が今年度で完了となります。計画的に各区の高潮対策工事が進められているところでありますので、事業費の確保と早期の整備促進に向けて引き続き要望してまいります。

続きまして、6点目は、備蓄品の管理状況についてであります。

備蓄品につきましては、平成24年度から整備をしている食料や飲料水が、今年度から随時消費期限を迎えることに加えて、昨年発生した大雨災害などの教訓をもとに、必要な資機材の見直しを行い、今年度から平成33年度までの5年間における行政備蓄の計画的な整備、管理を行うため、羅臼町災害時備蓄計画を昨年度作成したところであります。

備蓄計画では、食料や飲料水等、生活必需品、医薬品、資機材等の4種類の区分ごとに整備数量を定めるとともに、避難所や備蓄拠点など、町内24カ所に保管することとしております。

なお、備蓄品の配備状況につきましては、台帳により配置数の管理を行うとともに、各避難所等の管理者から情報提供や、職員による現況確認などにより、不足分や消費期限切れなどの状況を把握し、適切に管理しているところであります。

続きまして、7点目は、防災訓練の見直しについてであります。

防災訓練につきましては、毎年実施しています防災訓練と、2年に一度実施しています総合防災訓練があります。防災訓練につきましては、太平洋沿岸において地震・津波災害が発生した場合に備え、町民全般にわたり災害に対する警戒心の高揚と、第1次的避難場所の確保や避難通路の確保など、緊急体制の確立を図るため、実践的な訓練をすることを目的に、町内全域を対象として毎年実施しており、先ほど行政報告もさせていただきましたが、今年度は去る6月14日に実施したところであります。この防災訓練により、災害時における安全な避難場所を一人一人が確認していただくとともに、災害時に家族が慌てず行動できるよう、家庭内において話し合い、情報を共有する機会としていただくためにも、今後も継続して実施してまいります。災害はいつ、どこで、どんなことが起こるかわかりませんので、今後は災害の想定などにつきまして検討していきたいと考えているところであります。

なお、今年度は、防災関係機関等、実践的な訓練と町民の防災思想の普及を目的に、2年に一度開催しております総合防災訓練を、関係機関20機関と、協力機関・団体16機関の参加により、来たる7月9日日曜日、羅臼漁港において実施を予定しておりますので、議員各位も含め、たくさんの町民の方々の参加に期待しているところであります。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） 再質問を行います。

まず、3番目の防災ハザードブックについて再質問を行います。

私は、やっぱり防災ハザードブックの見直しが最も大事な部分かなというふうに思っております。このことは、昨年9月、ちょうど犠牲になる日の、9月の定例議会でも同様の質問をしたのですよね。これはそのときにも副町長が見直し検討しますというふうにお答えだったので、安心してはありますが、今回、改めて見直しを予定しているというふうにお答えいただきましたので、安心してはありますが、一応去年は防災ハザードブックに載っている避難場所のちょうど隣接地域、地図で言うと隣接しているのですけれども、その裏山が崩れたわけです。それで、このハザードブックは信頼性があるのかなというふうには思いましたので、そういう質問をさせていただいたわけですが、そのほかに、このハザードブックに載っているところで危険だと私は感じる場所が何カ所かあるのですよね。そういったところは土石流危険区域内にある避難所でありまして、4カ所ぐらいある。礼文町南町内会館、羅臼神社、羅臼公民館・体育館、栄町町内会館、これ、隣接地域も含めると、海岸町南福祉館、これは今、もう建物がほごされて、あそこら辺の地域は海岸町のコミセンのほうに避難場所が移っていると思いますが、これが全部土石流危険区域に避難所があるということは、極めておかしいというふうに懸念するわけですが、それで、ことしの、先日の6月14日にも、町の広報には、防災ハザードブックに載っている避難場所に避難してくださいと書いてありますので、ちょっとすごく憂慮するところであるのですよね。ですから、見直しはまずそこから始めてもらっ

て、即刻、私はそれをやっぱり町民に周知していただきたいなというのが考えであります。その辺、町長、どうでしょう。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの高島議員の御質問でございます。確かにその避難所は土石流の起こり得る場所だということになっておりますけれども、先般行われた避難訓練につきましては、津波を想定している、地震を想定しているということで、そういったところに避難をお願いしたいというふうに通知をさせていただいております。

また、今般、この見直しに当たりましては、ただいま御指摘のありましたことも含めて、いろいろな形の災害があろうと思えます。その場合に備えて、そういった場合にはことごとくというようなことも含めて、避難場所の選定もしていかなければいけない、さまざまな形の想定、これができる限りハザードブックが町民の皆さんにお役に立つような、そういったものをつくり上げていきたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） いわゆる津波、それから土石流とか、そういうことを想定して、その避難場所に移るとのことだと、町民が、いろいろなところに避難場所を設置すると、その災害によって避難場所を移らなければならないということになると、町民はすごく、どっちに行ったらいいのだろうというふうな迷いが出てくると思うのですよね。両方大丈夫な場所というのはこの中にはあるのですよ。例えば役場庁舎は津波で10メートルですか、それ以上の津波だとかぶる可能性はあるのだけれども、例えばその3階だったら大丈夫だとか、商工会館は何も今のところ災害があっても大丈夫な場所にあります。羅臼小学校もあります。それから、羅臼幼稚園も大丈夫な場所にありますので、そういうところにあらかじめ、津波だから、地震だからということで避難場所を移るのではなくて、あらかじめどっちでも大丈夫だというような場所にやっぱり設定すべきだというふうに私は考えます。これ、万が一、そういうところに避難して、土砂災害に遭ったら、町として大変な責任を負わなければならないということになりますので、私は、それは早く対応すべきだというふうに思っております。よろしく申し上げます。

1番目の、土砂崩れの復旧工事の進捗状況と完成予定でございまして、今、町長から答弁がございました。昆布浜は今年度中の完成に向けて工事が進んでいる。海岸町では来年までの予定であるということでもあります。土砂崩れの爪跡がまだ生々しく残っているところで、我が町は観光地でもあります。特に礼文町の土砂崩れの跡はブルーシートで覆ったままになっておりますので、再度、大雨が降ったときに、大丈夫なのかなというふうに思えますし、我が町の産業でも生活でも、大事な幹線道路でありますので、そこをやっぱりきちっと、国道ですから、国のほうに要望して、再度、大雨になっても大丈夫なような方策を、早く復旧していただくように国とか道のほうに要請いただくようお願いしたいというふうに思います。先ほど町長の答弁で、礼文町のほうは少し時間がかかりそうであるというふうにお答えいただいたみたいなのですが、再度、早く復旧していただくよう、こ



れから昆布の時期で、運搬とかそういうこともありますし、漁業者の往来、観光客も入ってきますので、我が町にとって大切な道路でもありますので、そういう要請をしていたたぎたいなというふうに思っております。

二つ目の、崖崩れで土砂が海に流出して、漁業への影響を懸念するところですよね。昆布浜のちょうど熊岩とトッカリムイの地区、あのあたりなのですから、相当の土砂が流れ込んでいるはずなのです。あそこの道路わきのコンクリートでできたフェンスが曲がっていますから、すごい勢いで多分土砂崩れが起きた跡だと思うのですよね。今、盛んに工事されてはいるのですけれども、これから昆布漁の時期でもありますから、そこを何とかしろといっても、自然に任せるしかないかなというふうに思いますけれども、懸念される所でもあります。

あそこの昆布浜、ちょうど崩れたところの浜を見ますと、消波ブロックが点々と、ちょっと沖のほうまで出ているのですよね。これ、土砂崩れの影響でそういうふうに散乱したのかなというふうに私は思いますので、その辺も、昆布船とかの往来もありますから、昆布漁に影響を及ぼしたらまずいなというふうに思いますので、その辺の撤去の要請ができるのかどうなのか、その辺をお聞きします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） この土砂崩れによる工事の問題、実は土砂崩れ発生から、先ほどのお話ですけれども、釧路開発建設部、また、北海道の建設管理部等々と何度もいろいろ協議をさせていただいて、本当に両方とも努力をいただいているというふうに私は考えておりますし、御協力いただき、御理解をいただいているものだというふうに思っております。これは開発建設部も、それから北海道のほうも、決して時間をかけてやろうなどということを考えているわけではないというふうに思っておりますし、一日も早い復旧に向けて努力をさせていただいているという最中であろうというふうに思いますけれども、さらに協議を重ねまして、その辺についてもお話をさせていただきたいというふうに思っております。

また、漁業への影響ということで、その辺につきましても、あれだけの災害がありました。その中で、土砂が海に流出をした、このことにつきましても、正直言いますと、自然災害の中で、手のつけようのない部分でもあろうかというふうに思っております。ですから、一日も早い濁りの解消というところを願うばかりであります。また、それによって、流れ出た可能性があるテトラポットですか、消波ブロック、これにつきましても、随時、優先順位を持って工事の中で進めていくことになろうかというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） 事情は、町長は一生懸命やっただいていただいているというのは、私も十分わかっておりますが、さらに観光、これからまた昆布漁が始まりますので、その辺を再度お願いをしていただきたいなというふうに思います。

続きまして、J-ALERT、これ、私は最近聞いたというか、知った言葉でありまし

て、実は前から気象関係も含め18項目でしたか、あるという中において、特に最近話題になっているのは、やっぱり北朝鮮の弾道ミサイルのことで、国が盛んにJ-A L E R Tのことをやっているわけですよ。そのJ-A L E R Tの部分と、それから、気象、例えば津波が来ました、ここで災害が起きていますという防災無線、我々いただいて、それを受けて、いろいろ避難指示とか、そういうことを受けているわけですが、その違いというのは明確にわかるわけですか。防災無線を通じて明確にわかっているのか、また、J-A L E R Tについて、試験をやりますよということをやったのかどうなのか、ちょっと私、そこら辺、不明なものですから、ちょっとそこら辺、教えていただけますか。

○議長（村山修一君） 総務課長。

○総務課長（対馬憲仁君） J-A L E R Tにつきましては、先ほど町長から答弁させていただきましたが、気象庁が作成する気象関連情報と、内閣官房が作成する有事関連情報に大きくは大別されております。気象情報につきましては、例えば地震ですとか津波、火山、気象の情報というようなこととなりますけれども、内閣官房が作成する有事関連情報ということになりますと、議員御指摘のとおり、北朝鮮からの弾道ミサイル等が考えられるのではないかなというふうに思いますけれども、年内に入りまして、相当数、ミサイルも打ち上げられているところですが、今のところJ-A L E R Tが作動するような事態にはなっていないということが実態でありまして、弾道ミサイルが発射されてJ-A L E R Tが作動するという事になったときに、その放送の内容、例えば日本に落下する可能性がある場合、あとは日本の上空を通過した場合、あとは日本の領海内の海域に落下した場合という、この3点の際にミサイル発射に対して避難を促すような放送がされるというようなことになっておりますが、今のところ打ち上げられましたミサイルがそのような案件に該当していないということで、今のところJ-A L E R Tの作動がないということになっているところであります。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島謙二君） J-A L E R Tについては、大変特殊なケースかなとは思いますが、J-A L E R Tが発動されたときに、いわゆる放送で、弾道ミサイルが飛んできましたよとか、そういう具体的に言うのか、それとも特殊なサイレンか何かでそれをお知らせするのか、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（村山修一君） 総務課長。

○総務課長（対馬憲仁君） 弾道ミサイルが発射された場合の放送内容につきましては、例えばミサイルの発射情報、避難の呼びかけというようなこと、これは日本の領土、領海に落下する可能性があるかと判断した場合、「ミサイル発射、ミサイル発射、北朝鮮からミサイルが発射された模様です。頑丈な建物や地下に避難してください。」というような、こういう放送内容として例示されております。また、これにつきましては、放送しただけでは、どのように避難行動をとればいいのかということではわからないと思いますので、具体的に避難行動をとるイメージ的なものにつきましては、ホームページや広報

で周知をさせていただいているところがございますので、それぞれこういう放送文が J - A L E R T で放送された場合については、それぞれその場で退避行動をとっていただくというようなことになろうかと思えます。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島謙二君） 私も町のホームページで、その J - A L E R T、いわゆる内閣府の件は見ました。だけど、私はパソコンでホームページで確認したのですけれども、持っていない人たちに対しての広報が、私は見た記憶がないのですけれども、いつ広報に載せられたのかということをお教えいただけますか。

○議長（村山修一君） 暫時休憩します。

午後 1時33分 休憩

---

午後 1時36分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

総務課長。

○総務課長（対馬憲仁君） 広報についてですけれども、具体的に広報の中で、どういう退避行動をとりなさいということでは伝えておりませんが、羅臼町に影響を及ぼすおそれがある弾道ミサイルの発射等が行われた際に、J - A L E R T が作動しますよという内容で広報をさせていただくものでございまして、前年度まではなかったのですが、今年度、今予定してまして、6月26日発行の町政だよりで、7月5日にテスト放送しますよというような広報周知をする際に、その一言が入って、町民に周知をするという予定をしているところがございます。

先ほど私の説明の中で、ホームページ及び広報で周知をさせていただいているというようなことで説明をさせていただきましたが、今年度の広報の中で周知を予定しているということが正確な情報でございましたので、訂正させていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島謙二君） 広報で見たことがないというのは、これから出る広報で、出すということで、住民周知をしっかりとやっていただきたいなというふうに思っております。

次に、高潮対策の工事をやっていますが、その進捗状況についてお聞きしております。3年前に我が町では、海岸線、要するに昆布乾燥の設備とか、それから番屋、被害を受けました。もちろん昆布を干す場所はガタガタでしたし、そういうところで、今、防潮堤をいろいろ設置していただいているのですが、先ほども町長の答弁で、町内全域、海岸線はやるのだというふうなことで、町民の方たちも安心しているのではないかなというふうに思っております。

特に私は、やっぱり海岸町のところ、一番何回もやられているところは、もう今、設置になったのですけれども、海岸町で被害を受けたところも、大きく被害を受けたところが

まだされていないということもありますし、そういった過去に大きく被害を受けたところを先にやってもらおうということが、町としての要望として向こうのほうに、道ですか、お金の出るところは国なのですけれども、道のほうに要望して、被害のあったところ、大きく被害を受けたところもありますから、そのところは、また高潮になったときに心配だという声をいただいておりますので、そういうところを優先的にやっていただきたいと思いますが、それは要望として、町長、もしそういうことを言う機会がありましたらお願いしたいなというふうに思っております。

六つ目の災害備蓄品、そろそろ最初買ったのが期限が切れ始めているというふうにおっしゃってました。その中で、たまたまこの前、先日の6月14日の防災訓練で、私も参加しまして、岬町の避難場所に行きましたところ、防災備蓄品で、ガスカートリッジの発電機が2台と、それから、ガソリン使用の発電機が2台、そのうちの一つは最新式のもので、携帯も可能なやつなのですけれども、そのあけた形跡がなくて、使い方がわかっているのかなと思って、たまたま職員がいましたので、職員と2人で梱包を解きましてやってみたのですけれども、結構手間取ったのです。その辺のことを、備蓄品をただ置くのではなくて、その備蓄品を置いたところの町内会と密に連絡をとって、つまり使い方を一応は教えるというか、レクチャーしたほうがいいのではないかというふうに思いました。毎回、担当者がかわると、それを引き継げば、町内会の問題なのかもしれませんけれども、できればそういう防災訓練のときにやっていただくような、例えばやっていないところは確認をとって、やったかいというふうに言えば、そこでやったかやらないか、問題がわかるわけですから、そういうことを防災訓練でもやっていただきたいなというふうに思っております。

期限切れの備蓄品はどういうふうに処分して、またそれを補充しなければならないわけですね。それはどういうふうにやっているのかというのをちょっと教えてください。

○議長（村山修一君） 総務課長。

○総務課長（対馬憲仁君） 備蓄品の消費期限を迎えるものの処分につきましては、例えば今回の防災訓練ですとかの際に、サンプルとして避難してきた方に使っていただくですとか、そういう形である程度使用はしているのですけれども、それでもやはり処理しきれない部分というのがありますので、そのあたりにつきましては、各イベントですとか、そういう防災訓練以外の際にもPR用として活用したりしているところであります。

新たな備蓄品につきましてはですけれども、29年1月、先ほど町長の答弁でもさせていただきましたが、羅臼町災害時備蓄計画というものを、5年間の計画を作成させていただきました。今後5年間について、食料、飲料水等、生活必需品、医薬品、資機材等という四つの区分ごとに、それぞれ想定される必要数に基づいて、順次整備をしていくということで計画をしているところであります。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） わかりました。何かのイベントのときに、この間はたまたま岬町

町内会は役員がいなかったものですから、そういうことが伝わってなくて、避難していただいた方に、僕も見たとこ、ことしの11月になっていますから、期限切れ間近だなというのはわかっていたのですけれども、何の指示もないので、私が勝手に配るわけにもいきませんので、何もしなかったのですけれども、そういうことで、各いろいろなイベントがありますから、そういうときに、例えばこれはこうやって使うのだよというような広報の周知にもなると思うのですよね。例えば、水が要らない米も、たしかそういうのもありますから、例えば運動会とか、そういうことでもいいですから、お祭りとかでも、そういうのを積極的に活用したらいいかなというふうに思います。

七つ目の防災訓練の見直しについてなのですが、私、東日本大震災、6年前ですね、それから防災訓練に出ているのですけれども、毎回、津波想定なのですね。我が町の事情を見れば、津波よりも土砂災害のほうが圧倒的に多いわけです。そうすると、毎回津波想定でいいのかということがありますので、やっぱり土砂災害に対して、避難所に避難すれば、津波だろうが土砂災害だろうが同じだろうということもあるかもしれませんが、やっぱり土砂災害を想定した、あるいは川が洪水したとかという想定もしながら、変えていくのでなければ、毎回同じようなことをやっていたら、また同じだなと。集まって、そのまま、例えば備蓄品をもらって、報告で、はい、解散だというふうになると、関心を持たなくなりますので、もっと実践に即した、例えば、去年は岬町のコミュニティセンターが土砂崩れで避難場所になりましたから、そこに付き添っていた職員も何人かいらっしやいますので、本当にあのときは対象の職員は大変だったのですけれども、そういう人たちの学んだところがあるのだと思います。私もそのときには一緒にずっとつぶさに見ていたのですけれども、大変に参考になるところが、実践において役立つところがたくさんあったのです。そういうところをもっとこの防災訓練のときに、役場の職員も含めて、実際にそれをシミュレーションして訓練をやっていただきたいというふうに思うわけです。今までだと、どうしてもおざなりでやっているなというふうなことが見え見えですので、そういうことだと、やっぱりどんどん防災訓練にも関心を持たなくなりますので、ぜひそういうことを想定しながら、実践に即した訓練をやっていただきたい。

またこの後、7月9日、総合防災訓練がございますが、これは自衛隊も含めて海保も含めた大々的なもので、ちゃんと想定して、こういう場合にはこうするのだということが彼らの訓練の中にありますので、そういうことまでいかななくても、そういうことを、いわゆる災害になったときにどうするのだということを想定しながら、せっかく防災訓練、町でも設けているわけですから、そういうことをやっていただきたいというふうに思っております。

昨年、同じような質問を、私、しているのですよね。町長、そのときに答弁いただいたのは、羅臼町地域防災計画の基本として、自助、共助、公助が効果的に推進されるよう、町民、道、防災機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されることができるよう、日ごろから防災訓練などの充実を図っていきたいというふうに答弁されておりますの

で、これはやっぱりぜひ実践を想定して訓練をやっていただきたいというふうに願っております。そういうふうに考えていただいて、私の質問を終わります。

○議長（村山修一君） これで、一般質問は終わりました。

---

### ◎日程第6 報告第3号 継続費繰越計算書について

---

○議長（村山修一君） 日程第6 報告第3号継続費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案書の1ページをお開き願います。

報告第3号継続費繰越計算書についてであります。

また、この後、予定されております報告第4号、5号、また、議案第33号から議案第36号につきましては、副町長及び担当課長から内容について説明をさせますので、御審議、御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の1ページをお願いいたします。

報告第3号継続費繰越計算書について。

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、平成28年度目梨郡羅臼町一般会計継続費を別紙のとおり翌年度に繰り越したので報告する。

2ページをお願いいたします。

平成28年度目梨郡羅臼町一般会計継続費繰越計算書。

それぞれ教職員住宅建設事業、知床未来中学校建設事業、知床未来中学校外構事業、この3事業につきまして、第1回定例会において継続費の補正議決をいただいておりますが、事業について、支出済額、繰越額が確定いたしましたので、5月31日付をもって継続費繰越計算書を作成しましたので、報告するものでございます。

教職員住宅建築事業につきましては、総額が4,282万3,000円、28年度の予算額につきましては3,582万3,000円、支出済額は181万4,400円、残額3,400万8,600円、繰越額が3,400万8,600円となりまして、同額繰り越しになるものでございます。なお、繰越額の財源内訳につきましては記載のとおりでございます。

知床未来中学校建設事業費、総額は19億8,348万8,000円、予算計上額が2億5,213万1,000円、支出済額につきましては2億1,401万円、残額3,812万1,000円、この額が翌年度に繰り越すものでございます。

知床未来中学校外構事業、継続の総額につきましては4億7,711万5,000円、予算計上額766万8,000円、支出済額766万8,000円で、繰越額はございませ

ん。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、報告第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第3号は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 報告第3号継続費繰越計算書については、承認することに決定しました。

---

#### ◎日程第7 報告第4号 繰越明許費繰越計算書について

---

○議長（村山修一君） 日程第7 報告第4号繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の3ページをお願いいたします。

報告第4号繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成28年度目梨郡羅臼町一般会計繰越明許費を別紙のとおり翌年度に繰り越したので報告する。

4ページをお願いいたします。

平成28年度目梨郡羅臼町一般会計繰越明許費繰越計算書。

マイナンバー交付事業につきましては、第1回定例町議において繰越明許費として議決をいただいております。この交付事業につきましては、繰越明許費繰越計算書を5月31日に策定をいたしておりますので、報告をするものでございます。

金額につきましては55万4,000円、翌年度繰越額54万5,000円。財源内訳につきましては記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、報告第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第4号は、承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第7 報告第4号繰越明許費繰越計算書については、承認することに決定しました。

---

◎日程第8 報告第5号 公営企業会計予算の繰越計算書について

---

○議長(村山修一君) 日程第8 報告第5号公営企業会計予算の繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(武田弘幸君) 議案の5ページをお願いいたします。

報告第5号でございます。公営企業会計予算の繰越計算書についてでございます。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成28年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算を別紙のとおり翌年度に繰り越したので報告するものでございます。

6ページをお願いいたします。

平成28年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算繰越計算書について。

今回の繰り越しにつきましては、平成28年8月30日に発生した大雨による松法町国道335号の歩道崩落により破損した水道管を復旧する工事でございます。開発局の工期が延長されことにより、当町発注工事も繰り越すものでございます。

繰越計算書は平成29年5月31日をもって作成し、報告をするものでございます。

1款水道事業費用3項特別損失、事業名、水道施設災害復旧事業。予算計上額は3,055万8,000円、支払い義務発生額1,415万9,200円、翌年度繰越額は1,639万8,800円、財源内訳も1,639万8,800円、全額繰越額でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長(村山修一君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) なければ、これで質疑を終わります。

これから、報告第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第5号は、承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第8 報告第5号公営企業会計予算の繰越計算書については、承認することに決定しました。



---

◎日程第9 議案第33号 平成29年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

---

○議長（村山修一君） 日程第9 議案第33号 平成29年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の7ページをお願いいたします。

議案第33号 平成29年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成29年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,449万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億8,328万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

8ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

13款国庫支出金、136万4,000円を追加し、7億8,448万2,000円。

2項国庫補助金、136万4,000円を追加し、4億2,042万2,000円。この内容につきましては2点ございます。1点は、社会保障・税番号制度システムの整備事業補助金99万6,000円、法改正に伴う障害者支援事業システムの改修として36万8,000円でございます。

18款1項繰越金、1,312万6,000円を追加し、1,872万7,000円。これにつきましては、財源調整のために繰越金に求めたものでございます。

歳入合計1,449万円を追加し、59億8,328万6,000円となるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

2款総務費、1,252万2,000円を追加し、11億3,302万2,000円。

1項総務管理費、1,252万2,000円を追加し、11億549万1,000円。内容につきましては2点ございます。1点は、工事請負費で、ただいま議場の音響装置が経年劣化のために故障してございます。今日まで不具合がいろいろ生じておりましたけれども、修繕すべく調査をした結果、もうこれに当たる部品が調達できないということでございまして、そのものを更新するというので1,100万円の追加でございます。次に、社会保障・税番号制度のシステム総合運用テストに係る準備及びテストの環境構築をするために、自治体の情報システム協議会に負担するものでございまして、152万2,000

0円の内容でございます。

3款民生費、36万8,000円を追加し、4億8,596万1,000円。

1項社会福祉費、36万8,000円を追加し、3億9,824万円。これにつきましては、歳入で申し上げましたとおり、法改正によるシステム改修が生じたところでございまして、これも自治体の情報システム協議会に負担金を出すものでございます。

4款衛生費、160万円を追加し、6億8,308万円。

1項保健衛生費、160万円を追加し、3億840万9,000円。この内容につきましては2点ございます。1点は、就学資金120万円の追加でございます。看護師を目指す学生から、今般、医療技術者の就学資金の助成申請があったものでございます。もう1点につきましては、墓地の建立予定がないということから、返還の届け出があり、40万円の返還をするものでございます。

歳出合計1,449万円を追加し、59億8,328万6,000円となるものでございます。

なお、詳細につきまして、事項別明細書を別冊資料として配付をさせていただいておりますので、参照願いたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第33号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第33号は、原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第9 議案第33号平成29年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 議案第34号 平成29年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

---

○議長（村山修一君） 日程第10 議案第34号 平成29年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 議案の10ページをお願いいたします。

議案第34号 平成29年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算。

平成29年度目梨郡羅臼町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,682万5,000円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

11ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

5款諸収入、18万5,000円を追加し、23万6,000円。

2項雑入、18万5,000円を追加し、23万5,000円。これは歳出の修正課税の財源として広域連合から全額受け入れるものです。

歳入合計は18万5,000円を追加し、6,682万5,000円です。

12ページで、歳出でございます。

3款諸支出金1項償還金及び還付加算金、18万5,000円を追加し、23万6,000円です。内容につきましては、後期高齢者医療制度の発足以来、広域連合の電算処理システムの設定に誤りがあったことから、今回、修正を行ったものでございます。

歳出合計は18万5,000円を追加し、6,682万5,000円でございます。

なお、事項別明細書につきましては、別冊資料の11ページから14ページに掲載しておりますので、後ほどお目通しを願います。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第34号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第34号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第10 議案第34号平成29年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第11 議案第35号 羅臼町議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置  
に関する条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長（村山修一君） 日程第 1 1 議案第 3 5 号羅臼町議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（対馬憲仁君） 議案の 1 3 ページをお願いします。

議案第 3 5 号羅臼町議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

1 4 ページをお願いします。

羅臼町議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例。

羅臼町議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部を次のように改正する。

改正理由であります。今回の改正は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律が平成 2 8 年 1 2 月 2 日に公布されたことに伴い、引用している条文にずれが生じたため、条文の整理を行うものであります。

それでは、改正条文であります。

第 2 条第 3 項中「法第 2 2 条第 2 項」を「法第 2 2 条第 3 項」に改める。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。

なお、参考資料の 1 ページの資料 1 で改正条例の新旧対照表を添付いたしましたので、後ほどお目通し願います。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第 3 5 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 3 5 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第 1 1 議案第 3 5 号羅臼町議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 1 2 議案第 3 6 号 羅臼町町介護保険条例の一部を改正する条例制定に

## ついて

○議長（村山修一君） 日程第12 議案第36号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 議案の15ページをお願いいたします。

議案第36号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

16ページをお願いします。

羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例。

羅臼町介護保険条例の一部を次のように改正する。

今回の改正理由であります、これまで法の規定により、2年とされていた介護認定審査会の委員の任期が、介護保険法の改正によりまして、3年を上限とするということに変更になったことから、標津町と合同で行っている標津町羅臼町介護認定審査会の委員におきましても、任期を3年に変更するものとして条文化するものです。

それでは、改正条文であります。

目次を次のように改める。

目次、第1章、総則（第1条）。

第1章の2、介護認定審査会（第1条の2・第1条の3号）。

第2章、保険料（第2条―第12条）。

第3章、雑則（第13条）。

第4章、罰則（第14条―第18条）。

附則、第1章の次に次の1章を加える。

第1章の2、介護認定審査会。

第1条の2は、介護認定審査会委員の任期でございます。

介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第6条第1項の規定に基づき条例で定める期間は、3年とする。

第1条の3は、規約への委任でございます。

法令及びこの条例に定めるもののほか、標津町羅臼町介護認定審査会に関して必要な事項は、規約で定める。

第2条第1項第1号中「介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

附則、施行期日。

1、この条例は、平成29年8月1日から施行する。

経過措置。

2、この条例の施行の日の前に行われた標津町羅臼町介護認定審査会の委員の任期に係る当該委員の任期については、なお従前の例による。

以上であります。別添の参考資料2に羅臼町介護保険条例の一部改正新旧対照表を記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第36号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第36号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第12 議案第36号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第13 発議第2号 海洋ごみの処理等の推進を求める意見書

---

○議長（村山修一君） 日程第13 発議第2号海洋ごみの処理等の推進を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小野哲也君。

○5番（小野哲也君） 発議第2号海洋ごみの処理等の推進を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成29年6月22日提出、羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員小野哲也。

賛成者、羅臼町議会議員、鹿又政義、同高島讓二。

海洋ごみの処理等の推進を求める意見書。

昨年、相次いで本道を直撃した台風の影響などによって、各地で記録的な豪雨に伴う河川の決壊や土砂災害などが発生し、甚大かつ深刻な被害を及ぼした。

その際、氾濫した河川から流れ出た大量の流木やごみなどが漁業などの産業に大きな被害をもたらしたほか、今もなお海岸に漂着した流木などの処理に長期間を要する事態が発生している。

また、海洋ごみは、流木などの災害関連のもののみだけでなく、2015年のG7エルマウサミットにおいては、プラスチックごみによる海洋汚染が初めて取り上げられるなど、海洋ごみ対策は世界的課題として認識されており、さらには、2016年のG7

伊勢志摩サミットにおいても、海洋ごみの発生抑制及び削減に向けて対処することが確認されている。

こうした中、海洋ごみは、国内外を問わず、多様な地域由来のものが混在しているため、市町村にとっては、みずから発生抑制対策を行ったとしても問題解決につながらない状況にあり、特に海洋ごみの約7割は河川を由来していることから、河川管理者が行うごみ収集・処理に加え、これらに対する発生源対策は重要課題である。

よって、国においては、海洋ごみの処理の推進並びに発生抑制に向けて、次の事項に取り組むよう強く要望する。

記。

1、海洋ごみの主要な発生源となっている河川については、国管理河川を除く河川管理者の厳しい財政状況を考慮して、国による新たな発生源対策を進めること。

2、災害等で流木等が大量に発生した場合、漁業の経営や船舶の航行等に大きな影響を及ぼすことから、地方公共団体が行う迅速な処理等に必要な予算額の確保と早期の事業採択を行うとともに、国庫補助対象の拡大や補助率の引き上げなどを図ること。

3、海洋プラスチックごみについては、国際社会と連携して、その発生抑制及び削減に努めるとともに、マイクロプラスチックを含む海洋ごみの量、分布等の実態を把握するための調査をさらに推進し、国民生活への影響を回避するための研究を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成29年6月22日、北海道羅臼町議会議長村山修一。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、発議第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第13 発議第2号海洋ごみの処理等の推進を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

---

#### ◎日程第14 各委員会閉会中の所管事務調査の件

---

○議長（村山修一君） 日程第14 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長から、委員会においての調査について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定しました。

---

#### ◎日程第15 議員派遣の件

---

○議長(村山修一君) 日程第15 議員派遣の件を議題とします。

北海道町村議会議長会主催の町村議会議員研修及び羅臼町議会議員道内行政視察の内容については、お手元に配付のとおりであります。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

---

#### ◎閉会宣告

---

○議長(村山修一君) これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第2回羅臼町議会定例会を閉会します。

ありがとうございました。

午後 2時19分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員